

島根県報

令和5年10月20日(金)

第 4 5 8 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

【告示】		
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課)	2
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	2
【特定調達公告】		
島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務委託の調達に係る随意契	(情報システム推進課)	3
約の相手方等		
新型コロナウイルス抗原定性検査キット確保・配送業務委託に係る一般競争入	(感染症対策室)	4
札の実施		
令和5年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事に係る一般競争入	(水 産 課)	6
札の落札者等		
島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守に係る一般競争入札の実	(会計課)	7
施		
運転免許証自動受付機の賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る随意契約の相	(警察本部)	10
手方等		
【公安告示】		

指定講習機関の指定 (") 10

告示

島根県告示第690号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 者		事 業 所			
夕 新·	主たる事務所の	実施する事業	夕 新	元 大 W	指定年月日
名 称	所在地		名称	所 在 地	
医療法人徳祐会	邑智郡邑南町山	認知症対応型	グループホーム	邑智郡邑南町山	令和5年9月1日
	田33番地6	共同生活介護	あすなろ	田76番地2	
		介護予防認知			
		症対応型共同			
		生活介護			

島根県告示第691号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所隠岐郡隠岐の島町原田本谷973-11、975-32、975-33、975-35
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第692号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県内部系仮想基盤リソース拡張及び運用保守業務 一式

- 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役社長 勝 栄二郎 東京都千代田区富士見二丁目 10番2号

5 随意契約に係る契約金額

255,090,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量

新型コロナウイルス抗原定性検査キット確保・配送業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 配付場所

別途、県が指示する島根県内の医療機関、高齢者施設及び障がい者施設等

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す る額を除いた金額を入札書に記載すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「7薬品類」小分類「(1)医療薬品」、「(5)衛生材料」又は「(6)診療材料」のいずれかに登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条第1項に規定する卸売販売業の許可を受けており、メーカーから新型コロナウイルス抗原定性検査キットの仕入れが可能な者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部感染症対策室感染症医療スタッフ

電話 0852-22-5705 FAX 0852-22-6905

電子メール kansen2@pref. shimane. lg. jp

- 5 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付方法
 - ア 交付期間

本公告の日から令和5年11月13日(月)までの間

イ 交付場所

島根県ホームページの「入札情報」 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/) からダウンロードして入手すること。

(2) 入札説明会

開催しない。

- 6 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年11月13日(月)午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
 - (1) 入札の日時、場所等
 - ア 日時

令和5年11月30日(木)午前10時まで

イ 場所

令和5年11月30日(木)午前9時までは4の場所とし、それ以降は20のイの場所とする。

- ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和5年11月29日(水)午後5時までに、 4の場所に到着していること。
- (2) 開札の日時及び場所
 - ア 日時

令和5年11月30日(木)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 602会議室

- 8 その他
 - (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第 22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を 落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部感染症対策室に報告するとともに 警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

- 9 Summary
 - (1) Tittle and quantity of procurement service: Procurement and distribution of antigen test kit for COVID-19 subcontract, 1 set.
 - (2) Deadline for submission: 10:00 a.m. November 30, 2023

 (Submission by post must be received by 5:00 p.m. November 29, 2023)
 - (3) Contact: Infectious Disease medical staff, Infectious Disease Office, Department of Health and Welfare, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane, 690—8501 Japan

TEL: 0852-22-5705

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和5年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県水産技術センター総合調整部 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

3 落札者を決定した日

令和5年9月29日

4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社 下関工場 工場長 原田 裕之 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 落札金額

107,800,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年8月22日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

令和5年10月20日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量

島根県財務会計システム用プリンタの賃貸借及び保守一式(機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。) 156台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借及び保守期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日まで

(4) 納入期限

令和6年1月31日

(5) 納入場所

島根県内、東京都、大阪市及び広島市とし、詳細は入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む)でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加 資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「14借入品」、小分類「(2)情報処理機器」)に登録され

ている者であること。

- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でかいこと
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 障害発生時、部品取替等に迅速に対応できる者であること。
- 3 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加希望者に要求される事項
 - (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年10月26日(木)午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
 - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 5 入札期間、開札の日時等
 - (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年10月27日(金)午前11時から同月30日(月)午後4時まで(同月27日午後5時から同月30日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時 令和5年10月30日(月)午後4時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階

島根県出納局会計課財務電算係

電話 0852-22-5893 FAX 0852-22-5952

- ウ 郵便による入札については、令和5年10月30日(月)正午(必着)までに、イの場所に書留郵便により郵送すること。
- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年10月31日 (火) 午後1時30分

イ 場所 (2)のイの場所

- 6 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年10月26日(木)までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間 本公告の日から令和5年10月26日(木)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除

イ 交付場所 5の(2)のイの場所

(2) 入札説明会

実施しない。

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入 札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(出納局会計課)に報告するとともに警察に 通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Item name and quantity of the products to be leased: The lease and maintenance of a special printer for Shimane Prefectural Financial computer Network, 156 units
- (2) Period for tender by electronic bidding: From 11:00 a.m. October 27, 2023 to 4:00 p.m. October 30, 2023
- (3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. October 30, 2023 (Bids by post must be received by 12:00 p.m. October 30, 2023)
- (4) Date and time of bid opening: 1:30 p.m. October 31, 2023
- (5) Contact point for the notice: Financial computer Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL: 0852-22-5893 FAX: 0852-22-5952

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和5年10月20日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

運転免許証自動受付機の賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地 島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

みずほ東芝リース株式会社 代表取締役 丸山 伸一郎 東京都港区虎ノ門1-2-6

- 5 随意契約に係る契約金額 128,288,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第16号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年10月20日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
 - 株式会社平田自動車教習所 島根県出雲市国富町843番地3 岸 哲夫
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社平田自動車教習所 島根県出雲市国富町843番地3

- 3 特定講習の種別
 - 若年運転者講習
- 4 指定を行った年月日

令和5年10月4日